

### 第3回臨時会会議録目次

第1日目（平成20年6月2日）		頁
○開会宣告	.....	3
○開議宣告	.....	3
○日程第 1	会議録署名議員指名.....	3
○日程第 2	会期決定.....	3
○日程第 3	厚生常任委員長の付託事件審査報告.....	3
○日程第 4	報告第 1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）.....	8
○日程第 5	報告第 2号 専決処分について（平成20年度滝川市老人保健特別会計 補正予算（第1号））.....	11
○日程第 6	議案第 1号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）.....	12
○日程第 7	議案第 2号 損害賠償額の決定について.....	24
○日程第 8	議案第 3号 工事請負契約の締結について.....	25
○閉会宣告	.....	26

平成20年第3回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成20年 6月 2日（月）

午前10時02分 開会

午後 0時02分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 会期決定  
日程第 3 厚生常任委員長の付託事件審査報告  
日程第 4 報告第 1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）  
日程第 5 報告第 2号 専決処分について（平成20年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第1号））  
日程第 6 議案第 1号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）  
日程第 7 議案第 2号 損害賠償額の決定について  
日程第 8 議案第 3号 工事請負契約の締結について

○出席議員（18名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	6番	本間 保昭 君
7番	山口 清悦 君	8番	中田 翼 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	田村 弘 君	副市長	末松 静夫 君
教育長	小田 真人 君	監査委員	八幡 吉宣 君
理事	飯沼 清孝 君	総務部長	高橋 賢司 君
市民生活部長	西村 孝 君	保健福祉部長	狩野 道彦 君
保健福祉部参事	佐々木 邦義 君	経済部長	多田 幸秀 君
建設部長	岡部 豊 君	教育部長	高橋 一昭 君

教育部指導參事 早瀬公平君  
病院事務部長 東照明君  
企画課長 舘敏弘君  
行政経営課長 五十嵐千夏雄君

監査事務局長 中本隆之君  
総務課長 伊藤克之君  
財政課長 吉井裕視君

○本会議事務従事者

事務局長 中嶋康雄君  
書記 山本信子君

次長 田湯宏昌君  
書記 寺嶋悟君

開会 午前10時02分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成20年第3回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

ここで、去る5月28日に開催されました全国市議会議長会第84回定期総会におきまして、議員25年以上の功績で山腰修司議員が特別表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において酒井議員、清水議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 厚生常任委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、厚生常任委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 厚生常任委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山口委員長。

○厚生常任委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過に

ついて若干補足説明をいたします。

今回委員会として結論を出しました請願第3号につきましては、5月14日付で本委員会に付託され、5月21日に開会いたしました本委員会において、請願者並びに紹介議員の出席を求め、本請願の趣旨の聴取及び質疑を実施し、慎重に審査を行った結果、5月28日に開会いたしました本委員会において委員長を除く委員4名により採決した結果、可否同数となり、滝川市議会委員会条例第15条の規定により、委員長において不採択にすべきものと裁決したところであります。

以上、委員長の補足説明とさせていただきます。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、請願第3号 市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書に賛成、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

まず、請願者の基本的姿勢は、請願趣旨説明にもあったとおり市立病院建てかえには賛成というものであります。その上で多くの市民から、市の財政、市民へのしわ寄せ、医師確保などについて疑問が残ったままであることから、慎重な審議を求めています。今市が行うべきことは、市民の疑問に答えつつ建てかえを進めることです。本市において数十年に1度の大事業であり、その点では慎重の上にも慎重を期さねばならないのは当然であります。また、安定した医師、看護師確保のための院内保育所も必要です。さらに、地元業者の育成、仕事確保、特に中小業者への対策が求められます。以下、請願事項に従い、順次賛成の、また委員長報告に反対の趣旨を申し上げます。

第1の収支計画見直しについてです。基本計画で出された収支計画は、これまでの議会答弁ではローリングして見直していくとのことですが、スタート地点から既にずれているのです。2008年度予算は、基本計画で示した収支計画の初年度であります。1億2,758万円の黒字の計画より1億2,452万円も利益が少ない306万円の黒字で計画されています。これには、収支計画は7対1看護で組んだが、20人以上足りずに10対1看護での予算となったこと、また諸物価高騰も原因となっています。これは問題であり、市民に示す必要があります。

第2の院内保育所については、病院建てかえ時期にこだわることなく設置を目指すべきです。市職労の調査でも明らかなおお、働く女性が安心して預けられる施設の設置が求められています。病院特別委員会での私の質疑に対し、第1次計画では病院の近くで民間に1年半計画していただいた結果、病院単独では難しいという結論であった。その後も2社ほど調査したが、だめだった。院内保育所補助金は、病院専用以外には出ないなどと述べられております。民間にこだわらず、直営なら幾ら持ち出すことになるのか調査し、報告すべきです。

第3と第5の地元業者の入札参加資格については、透明性、公平性が確保されつつ、地元業者の育成、仕事の確保がされることが大切です。病院特別委員会では、条件を付しての制限つき一般競

争入札、市内を含む共同企業体、地元の企業が入りやすいよう検討している。経審点数については、市内業者の場合は従来の点数、しかし市外業者についてはそれなりの規模と能力を備えた点数としない。市内業者が共同企業体の代表構成員になる可能性は、十分あり得る。実績は調べている。しかし、競争性の確保からいえば、参加企業体が1社、2社となるようでは困る。議会での意見、各種団体からの陳情をもとにさらに詰めていくとの答弁がありました。期間はわずかしかなかったが、こういったものがよいか、委員会等にも示していくことが求められます。

第4の中小業者の受注機会を確保すること、建設労働者の賃金、労働条件を確保することについてです。函館市では、適正な工事の施工方法として、14項目にわたって工事委託の施工上の留意事項を定めています。地元業者の活用、地元資材の優先的使用、さらに下請負の適正化、地元労働者、季節労働者の雇用拡大などについてです。また、建設業退職金共済制度では、少なくない労働者が制度の徹底がされていないため建退共制度の恩恵を受けていないことが問題になっています。本指導文書では、未加入事業者への加入促進、下請業者に対する証紙の交付と貼付確認などが示されています。こうした先進自治体に学び、検討することが必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 市民クラブを代表し、委員長報告を可とし、市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書を否とする立場で討論いたします。

今回市立病院の建替えを考える会から出されました同請願書につきましては、5月21日、28日開催の厚生常任委員会の場で趣旨説明、質疑等が行われたところではありますが、請願趣旨に記載されているとおり、確かに市民の中には医師、看護師確保や将来赤字を懸念する声があるのは私どもも十分認識しております。また、実施設計補正予算議決に至るまでに賛否の論議を尽くしてきた、建てかえを前提とした上で慎重に進めることを求めている点についても一定の理解はできるものでありますが、以下の2点について若干の認識の差を申し述べるところであります。

1点目は、請願事項1項についてであります。ここでは、診療報酬改定と諸物価高騰に基づく収支計画の見直しを求められておりますが、2年に1度の診療報酬改定を理由とした30年スパンの収支計画見直しは、質疑の中でも具体的に示されている看護基準の変更を加味したとしても、現時点で本当に必要なか疑問を感じざるを得ません。そもそも市立病院関係者が7対1看護基準到達を完全に放棄したとの意思表示を確認しておりませんし、また看護師偏在の温床と事実上なっている7対1基準について、次回診療報酬改定でどのような判断が下されるか全く予想がつきません。質疑においては、収支計画全体ではなく少なくとも3年スパンでの見直しを求めていることは確認できましたが、その見直しは当然ながら全体計画にもかかわってくるものと容易に想像できます。さらには、請願趣旨や請願事項に記載されている中で新たな支出が伴うことを想定し、市民へのしわ寄せ、独自繰り出し額と表現されていますが、地方公営企業に対する総務省の繰り出し基準、これは地方交付税以外の自治体としての負担を意味しますが、こういった考え方からすると、仮に一般会計からの繰り出し額に変更があったとしても、救急医療、小児科など不採算部門の運営に対する自治体支出として妥当という考え方や総務省の繰り出し基準額については本来は建てかえにかか

ならず繰り出すべきとの論議も成り立ち、可能な限りの情報公開は当然ではありますが、繰り出しの増加額のみがひとり歩きし、単なる市民負担の増大として混乱を引き起こしかねないことを懸念するものであります。

2点目は、請願事項5についてです。ここでは、できる限り地元業者における受注機会の増を目的とした事項として理解できますが、仮に耐震構造となれば、資材高騰による本体構造にかかわる費用増も考えられ、実施設計が完了した現時点での耐震構造への設計変更検討は現実的に同意しがたいものであります。

以上が請願書採択を否とする理由でありますけれども、今回の厚生常任委員会の質疑において大変貴重な議論ができたこと、また請願事項2、3、4の3項については看護師確保及び事業主の次世代育成支援策としての重要性、地元企業の経営と雇用維持、改善という観点から、本会派としても大きな異論はなく、賛同できる旨を申し述べ、討論といたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。請願第3号 市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願を不採択とした厚生常任委員長報告を否とする立場で討論を行います。

私は、市民の命と健康を守るという自治体としての使命を果たすためにも、市立病院建てかえを推進すべきとの立場をとりました。しかし、医師や看護師確保、診療報酬の改定、建設資材や原油価格の高騰による影響など、建設に至る過程はもちろん、建設後の経営においても多くの課題を抱えていることも事実です。こうした点からも、請願者の言うようにすべてにおいて慎重な取り組みが必要なことは言うまでもありません。また、建てかえ後の病院経営に不安を抱いている市民が多いことも事実であり、正確な情報を適宜公開して理解と協力を得ることは、欠かせない点だと考えます。こうした請願者の前段の趣旨説明については、同意するものです。

次に、5点の請願事項についてです。第1は、現時点での収支計画の見直しを求めているものです。収支計画に影響を与える診療報酬の改定については、今後どのように見直しがされるのかは不透明であります。また、看護体制についても、7対1か10対1かの判断は今年度中とされていることから、現時点での見直しについては余り意味がありません。ただし、看護体制の決定など、収支計画に大きく影響する点で変更を行う場合や3年ごとのローリング見直しは当然行うべきと考えます。

第2は、院内保育所の設置についてです。厚生常任委員会の審査の中で、院内保育所設置についての職員組合のアンケート結果が示され、改めて要望が大きいことは理解できました。医師や看護師確保においても有利な条件となり得るものであり、市所有の既存施設活用などを含め、設置に向けた努力は続けるべきと考えます。

第3と第4は、建てかえ事業における地元業者の受注機会を最大限保障することや下請業者への明確な条件を示すことを求めているものであり、賛同できます。こうした点での配慮については、地元業者からの要望書も提出されています。滝川の経済を支えるためにも、十分考慮されるべきと考えます。

第5についてですが、スーパーゼネコンや本州企業の参加が避けられない場合に、免震構造から

耐震構造への設計変更を求めているものです。この点についてですが、既に免震構造での実施計画が策定され、これに基づく補正予算が上程され、可決後には入札条件を公示する段階に来ています。この段階での耐震構造への設計変更は、現実的なものではなく、この事項については同意できません。

以上のように請願事項については一部納得しかねる部分もありますが、あくまでも建てかえを前提としていることと請願の趣旨において同意できることから、請願第3号について可とするものです。

以上を述べ、討論といたします。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、ただいま厚生常任委員長から不採択の旨の報告がありました請願第3号 市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書に賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

田村市長流に言えば、渡辺議員はもともと市立病院建てかえに反対ではなかったのですかと問われますが、もちろんその姿勢は崩しておりません。今でも私は、財政難の滝川市は建てかえをもう少し待てとか、学校建てかえが先だという姿勢は崩しておりません。さらに、400億円の大借金のところへまたまた100億円近くの大借金を負うことですか、隣の市の中核病院の建てかえの様子を見るべきで、あと四、五年は我慢すべきです。あるいは、その間によいお医者さんを確保して、市立病院の信頼性と経営の向上を得てから建てかえをすべきだとの主張には変わりありません。しかし、議会勢力の関係で、ここまで進んできております建てかえの計画に市民代表としてチェックを入れることを怠ってはならないのであります。したがって、今回出された市立病院建てかえを慎重に進めるべきだという請願書に賛成するものであります。いよいよ実施計画の段階に入った今、高い設計料を支払った業者からきちんとまとまった実施計画表なるものが出ないということではありますが、これでは市民に説明責任が不十分になり、市で目指す建てかえの方向に議会が同意すれば市民を置いてきぼりにどんどんと推進していくという方式になると思うのであります。そんな意味で、今回のような慎重を期して建てかえを進める請願は、歓迎するところであります。特に最近、例の介護タクシー詐欺事件で市民の間にも病院建てかえ問題が話題にならないすき間を縫って、市民の懐の負担に最も関係の深いこの案件が市民のコンセンサス抜きに推進されようとしていることに懸念を示すものであります。

請願書に書いてありますように、市立病院は本気で建てかえするのかとか、建てて大赤字になったらだれが責任を負うのかなどとともに、こんな混乱の滝川市は建てかえを白紙に戻すべきという市民は多いのであります。それもそのはず、さきの市長選では、約半数近くの市民は病院建てかえに反対か慎重にせよという市民の意向だったはずであります。しかし、薄氷を踏んでの当選の事情は顧みることなく、田村市長は私は勝利したのだからと議会の多数を頼み、病院建てかえを推し進めてきたのであります。しかし、ここへきて、早くも物価高騰などというアクシデントに見舞われ、建築費は70億円台と胸を張って豪語していた改築費は移転や解体費などを総計しますと早々と100億円の大台の負債抱えるという市民にとっては大きなリスクを負うことが現実的になると思う

のであります。

その意味で、請願事項の第1点であります基本計画で出された収支計画の見直しについては、特に診療報酬改定や物価高騰などの情勢が変化している現在、しっかりと文書で議会や市民に示すべきであります。既に市民1人当たり1年間の負担が本当に2,000円でよいのか、建てかえを手がけないうちに市民の疑問が起きているのであります。起債償還での一般会計からの繰り出し計画がしっかりしていないと、いよいよ始まる連結決算にひっかかるなどつまづき始めると大変な結末を迎えます。しかし、それもこれも建てかえ後の病院経営、つまり医師の行方、患者の動向がはっきりしていない段階の今から懸念される市立病院の経営は、大変厳しい状況を迎えることとなります。それは、全国の公立病院の約8割近くが赤字で苦しんでいる現状を考慮や参考にしていないということでもあります。隣のライバル中核病院の建てかえに張り合うように追いかけて建てかえをした結果は、経営不振とか失敗は許されないのであります。建ててしまってから、もし厳しい収益に陥落したときになって、こんなはずではなかったとか、市民はほかの病院に行くとか、はたまた市民負担の増加に次ぐ増加、そして最悪のシナリオは連結決算の結果による再建団体入りの結末を迎えることになっては大変であります。この案件は、議会もしっかり責任の一端を担っております。後戻りのできないところまできている現在であります。修正や工夫は可能であります。そして、何より市民に見える建てかえ状況と予算の説明が必要であります。

請願事項の2以降もそのとおりで思っております。特に院内保育所は、看護師ばかりではなく、女性の医師もふえていることから、将来的にその必要性は必至だと考えているわけでもあります。それであれば、今のうちに院内にしっかり設置の方向で実現すべきであります。

以上、もともと市立病院の建てかえは時期尚早で反対であり、改築慎重論であります市民の声連合の渡辺精郎の請願書に賛成の討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件に対する委員長長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決をいたします。

請願第3号 市立病院建替えを慎重にすすめることを求める請願書を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決しました。

◎日程第4 報告第1号 専決処分について(滝川市税条例の一部を改正する条例)

○議 長 日程第4、報告第1号 専決処分について(滝川市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第1号についてご説明いたします。

専決処分でございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決事項、滝川市税条例の一部を改正する条例。

専決年月日は、平成20年4月30日でございます。

これは、平成20年4月30日、地方税法の一部を改正する条例が公布されました。この法律改正に伴い、本年度における市税の賦課事務等に支障を来すことから、改正の一部を専決処分したものでございます。

改正条例の内容を簡潔にご説明いたします。報告第1号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。

第23条は、市民税の納税義務者等の規定ですが、第1項第4号の法人は均等割のみの課税ですが、法人でない社団または財団が収益事業を行わないものについては非課税の取り扱いとする改正でございます。

第31条は、均等割の税率の規定ですが、第2項の法人の均等割の税率を改正するものです。人格のない社団等、公益法人等など資本金または出資金の額を有しない法人について均等割を課する場合には、最低税率の適用とするものでございます。税率の表の全面改正で、最低税率を6万円とし、法人でない社団等及び公共法人、公益法人等のうち非課税の取り扱い以外の法人は最低税率とし、税率の号数を最低税率から最高税率の順位に表の中身を入れかえた改正であります。

第35条の2は、市民税の申告の規定ですが、法改正に伴う条文整理でございます。

第47条は法人の市民税の申告納付及び第49条は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續の規定ですが、第31条の改正により見出し及び条文整理でございます。

第53条、固定資産税の納税義務者等及び第49条は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續の規定ですが、第31条の改正により見出し及び条文整理でございます。

第53条は、固定資産税の納税義務者等の規定ですが、法廃止に伴う条文整理でございます。

第128条の2、特別土地保有税の納税義務者等及び第129条、都市計画税の納税義務者等の規定ですが、法改正に伴う条文整理でございます。

第138条は、国民健康保険税の課税額の規定ですが、基礎課税額の限度額を47万円に、後期高齢者支援金等税額の限度額を12万円とする改正でございます。

第142条、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額に係る世帯別平等割額の規定ですが、特定同一世帯所属者に係る平等割額の5年間経過措置として減額し、その額を1万1,350円とする改正でございます。

第145条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額の規定ですが、軽減措置を設け、その額を3,250円とする改正でございます。

第151条は、国民健康保険税の納税義務者の発生、消滅等に伴う賦課の規定ですが、第142条の改正に伴う条文整理でございます。

第161条は、国民健康保険の減額の規定ですが、第138条の改正に伴う条文整理並びに第1

4 2 条及び第 1 4 5 条の改正に伴う特定世帯に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額から減額すべき額の設定のための改正でございます。

附則第 7 条の 3 は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定ですが、控除を受けるためには 3 月 1 5 日まで申告が必要ですが、市民税の納税通知書の送達後に住宅借入金等特別控除申請書を提出した場合でも、市長がやむを得ない理由があると認めるときは控除の適用を受けることができる改正でございます。

附則第 1 0 条の 2 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、1 月 1 日に所在する住宅の窓等を通しての熱損失防止改修工事を完了後、三月以内に申告することにより翌年度の固定資産税の 3 分の 1 に相当する固定資産税を減額する制度の改正でございます。

附則第 2 0 条は、特定中小会社が発行する株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定ですが、特定中小会社が発行する株式の当該株式の譲渡に係る譲渡所得を 2 分の 1 とし、課税の廃止に伴う改正でございます。

附則第 3 4 条、読みかえ規定ですが、法改正に伴う条文整理でございます。

附則第 4 1 条は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定ですが、旧附則第 4 2 条から第 4 5 条までの規定の削除等に伴う条文整理並びに特定世帯に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額の軽減措置の実施に伴う条文整理でございます。

旧附則第 4 2 条から第 4 5 条までは、平成 1 8 年度及び 1 9 年度に講じた公的年金控除の適用を受けた場合等に軽減措置及び所得割額の算定の基礎となる総所得金額等から一定の金額を控除する特例措置期間の経過に伴う条文の削除でございます。

附則第 4 2 条から第 5 1 条までは、特定世帯に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額の軽減措置の実施に伴う条文整理並びに条の繰り上げでございます。

次に、附則でございますが、滝川市税条例の一部を改正する条例の 7 ページをお開きください。

第 1 条は施行期日で、公布の日からの施行でございます。

第 2 条は個人市民税、第 3 条は法人市民税、第 4 条は固定資産税、第 5 条は都市計画税、第 6 条は国民健康保険税に係る経過措置でございます。

以上でご説明申し上げ、よろしく承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第5 報告第2号 専決処分について(平成20年度滝川市老人保健特別会計補正予算(第1号))

○議 長 日程第5、報告第2号 専決処分について(平成20年度滝川市老人保健特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第2号につきましてご説明いたします。

専決処分でございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決事項は、平成20年度滝川市老人保健特別会計補正予算(第1号)であります。平成19年度におきまして医療費の財源であります支払基金交付金、国、道負担金が確定し、これらの精算が平成20年度になり、追加交付と返還金の差額が歳入不足となり、不足額につきましては平成20年度で精算されることから、繰り上げ充用することに伴う補正でございます。

第1項、歳入歳出それぞれ7,288万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6億693万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

専決処分年月日は、平成20年5月27日であります。

2ページ、3ページは歳入歳出予算補正並びに4ページ、5ページは歳入歳出事項別明細書でありますので、お目通し願います。

歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。歳出でございますが、4款1項2目償還金1,420万2,000円の補正につきましては、償還金でございますが、平成19年度精算による返還金で支払基金交付金及び同審査支払手数料分の1,137万6,000円、道費医療費負担金282万6,000円でございます。

6款1項1目前年度繰り上げ充用金5,867万8,000円の補正でございますが、平成19年度収支不足に充用するものであります。

歳出合計7,288万円の補正となったところでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。前のページ、6ページ、7ページをお開きください。歳入でございますが、2款1項1目医療費負担金7,288万円の補正につきましては、19年度精算による追加交付の国庫負担金であります。

歳入合計7,288万円、同額の補正となったところでございます。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長 長 日程第6、議案第1号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第1号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量の補正でございますが、主要な建設改良事業の病院改築事業につきまして6億178万1,000円を増額補正いたしまして、補正後の額を7億8,662万3,000円としたいとするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、予算第4条中3億4,925万7,000円とありますのは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額でございますが、これを2億7,768万6,000円に、3億4,861万円とありますのは過年度分損益勘定留保資金であります。これを2億7,703万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものでございます。

まず、収入の部でございますが、第1款資本的収入6億7,335万2,000円増額補正いたしまして、補正後の額を11億2,995万4,000円に、第1項企業債6億2,740万円補正いたしまして、補正後の額を10億4,850万円に、第2項補助金4,595万2,000円を補正いたしまして、補正後の額を8,145万3,000円に。

次、支出の部でございますが、第1款資本的支出6億178万1,000円を増額いたしまして、補正後の額を14億764万円に、第1項建設改良費ですが、6億178万1,000円増額補正いたしまして、補正後の額を11億5,453万3,000円としたいとするものでございます。

第4条は、継続費の補正でございますが、1款の資本的支出、1項建設改良費、事業名につきましては病院改築事業その1でございますが、補正前の総額3,556万7,000円に74億9,

109万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額を75億2,665万8,000円にし、各年割額につきましては記載のとおり変更したいとするものでございます。

第5条、企業債の補正でございますが、病院改築事業につきまして、補正前の額5,320万円に6億2,740万円を追加し、補正後の額を6億8,060万円としたいとするものでございます。

3ページにつきましては、実施計画を記載してございます。また、4ページには資金計画が記載してございますが、これにつきましてはお目通しをいただきたいと思っております。

5ページにつきましては、補正後の継続費に関する調書でございます。20年度から23年度までの年割額、それぞれの財源内訳が記載してございます。そして、下に合計額が記載してございますが、継続費の総額といたしまして、補正後の継続費総額ですが、75億2,665万8,000円、財源内訳といたしましては企業債が69億540万円、国の補助金が6億2,098万7,000円、損益勘定留保資金27万1,000円としたいとするものです。工事費の総額の年割額の内訳でございますけれども、工事の管理設計業務委託料として6,537万9,000円、工事請負費として74億6,127万9,000円でございますが、この内訳では建築工事で73億6,182万9,000円、仮設工事で2,915万8,000円、解体工事で6,029万1,000円でございます。また、この合計が75億2,665万8,000円というものでございます。また、国の補助金の内訳でございますけれども、暮らし・にぎわい再生事業補助金が4億1,558万8,000円、住宅建築物耐震改修等事業補助金で2億539万9,000円と予定したところでございます。

次に、6ページ、7ページにつきましては、予定貸借対照表でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

8ページをお開きいただきたいと思っております。資金的収入及び支出の明細書でございます。まず、収入でございますが、1款1項1目企業債でございますが、6億2,740万円の補正でございます。病院改築に係ります事業の20年度分としての補正でございます。

2項1目補助金でございますが、4,595万2,000円、暮らし・にぎわい再生事業補助金の増額部分で、20年度分として1,321万3,000円、住宅建築物の耐震改修等事業補助金の新規計上でございますが、20年度分として3,273万9,000円、合計4,595万2,000円を見ているところでございます。

次、支出のほうでございますが、1款1項1目改築費でございます。6億178万1,000円の補正でございます。内訳といたしましては、賃借料で3,032万9,000円の減額でございますが、これは当初予算で仮設建築物につきまして賃借料で見込んでございましたけれども、金額を精査の上、今回工事請負費に科目変更ということで減額をするものでございます。次、委託料282万8,000円の増額でございますが、継続費の中の工事監理業務委託料のうちの平成20年度分ということでございます。工事請負費6億2,928万2,000円でございますが、病院の改築工事と仮設工事の追加部分につきまして、当初計上の額と今回追加する分との精査をした差額分ということで6億2,928万2,000円を補正計上したいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 大きく4点にわたって質疑をいたします。

まず、収支計画の全体につきましては既に特別委員会で議論がされておりますので、重複をしない中身をお聞きします。19年度決算見込みについて伺います。その中で医業収益、医業費用などについてもどのようになっているのか、予算との比較でお伺いをいたします。また、累積財源過不足、予算では7億6,904万円ということですが、建てかえの本予算の入る今の時点で幾ら資金があるのかという大事な数字ですので、これについてもお伺いをいたします。いずれにしても、概数ということでお伺いをいたします。

大きな2点目は、発注についてです。まず、1点目は、分離分割発注について伺います。解体工事、また仮設工事といったものが建設業協会の陳情の中で可能な限り分離分割発注してほしいという陳情がございました。しかし、これまで解体及び仮設工事については建築工事本体に含めるというご説明でした。しかし、例えば仮設工事については、現在の精神病棟の一部を解体するという、その分を別のところに仮設でつくるという工事ですし、解体工事についても解体を主に行う業者で十分行えると、もちろん分離分割する場合に共有部分というのは必ず発生するわけですが、共有部分がどの程度あるかによって、分割できるものは分割するというものを行うべきだなというふうな陳情では言っていると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、性能保証についてです。免震構造については、たくさんの実績がある。また、いろんな点で性能保証というのがあるのですが、恐らく思うのですが、設計業者、また建築業者、どんな性能保証の概要になるのかお伺いをいたします。

4点目です。先週の砂川における入札辞退、まさに前代未聞の激震を与えております。当初から砂川の入札に関してスムーズにいったいないということはありませんでしたが、お聞きをしたいのは、入札参加申し出をした業者が直前にキャンセルをすると、こういったことについて現行の市の制度ではどのような対応をすることになっているのか、本来ですと設計書を見て見積もりをして、そしてこれでできるということで当然参加をしているわけで、直前の辞退というのはやはり不正常的なことで、業者にも当然責任があるものだ。砂川はこれについてどうするのか検討しているという報道ですけれども、現時点で滝川の制度にこれについてどのような決めているのかについて伺います。

以上です。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまの清水議員のご質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、1点目、19年度の決算見込みがどうなのかということでございます。最終的には精査した中でまた正確な数値のご報告ということになるかと思っておりますけれども、現時点でおよそ2,050万円ほどの黒字の見込みということとなっております。手元のほうに決算見込み書の書類を持ってきておりませんので、予算との比較、医業収支、細かい数字は今持ってきておりませんけれ

ども、総額でそういう黒字見込みであるということでお答えいたしたいと思います。

それから、お聞きの2点目の趣旨といたしましては、すなわち流動資産と流動負債との比率の部分でその資金的な部分が幾らぐらいなのかということ、そういう趣旨でよろしいでしょうか。俗に言う不良債務、赤字になると、不足すると不良債務ということになりますけれども、18年度の決算の時点では流動資産から流動負債を引いた俗に言う余剰的な資金、これが8億7,600万円でした。19年度の決算見込みでは、6億9,600万円ということと見込んでございます。ここで1億8,000万円ぐらい減ってございますけれども、この内訳としては1つには大町のところの土地を購入した、これで流動資産から固定資産のほうに変わったというのでおよそ6,000万円ございます。それと、残りの分につきましては、建設改良費、事業等の部分での支出と余剰の部分がございまして、その部分に補填のほうで使ったということでございます。

それから、分離分割、極力地元での企業発注というのは、これは私のほうも基本的には全く同じ考え方でございまして、今回の病院の建てかえということが非常に苦しい状況の地元経済あるいは地元企業の育成に寄与するということについては、最大限の配慮をしていかなければならぬということは考えてございます。ただ、そういう意味では、分離分割できるものについては極力という基本の姿勢はございますけれども、ただ今回継続費の中でご提案申し上げておりますところの解体、仮設工場の部分につきましては、今建っている高等看護学院あるいは立体駐車場、体育館、それから旧隔離病棟と、こういうものを解体して、そこに建てると。この建物が敷地ぎりぎりに建っているということから、解体をする場合につきましても基礎部分まで解体をしていくということもございまして、言うならば山どめというのですか、歩道の損壊を招くことのないような工法が必要ということで、通常的には矢板を打ち込んでということ想定しているところでございます。それからまた、工場の部分での安全性を確保するという意味では、塀の設置ということになってまいります。また、解体をした後には、新築のほうの建物ですけれども、これも敷地ぎりぎりに建てていくということになりますけれども、新病院につきましても免震構造ということもございまして、約5メートルを超える部分の総掘り工事をしなければならないということになりますから、それに耐えるところの矢板の部分、それからまた工場の7階建ての建物を建てていくということから、それに見合った塀とか、あるいは落下防止等々の措置をしなければならぬということもございまして、また、分離発注をいたしますと、解体工事がまず終了し、検定をしてから次の建てかえ工事に進むということになってまいります。また、仮設の建物につきましても、新病院が完成してから引っ越しするまでの期間、その部分を行う必要があるということで、この工場の期間とかですが、こういうものに密接に絡んでくるということもございまして、

したがって、これらの部分をいろいろと技術的な問題等々から検討したところでございますけれども、1つには工場の工期の期間が分離するとどうしても長くなるということ、それから工事費についても割高になる。それから、最も危惧するところは、施工の管理ですとか安全性、それから責任性の問題はどうか、ということをいろいろな観点から検討したところ、今回のこの部分に限っては建物を建てる業者の一体発注のほうの方が適切であると、こういう判断をしたところでございます。なお、今回の建物新築に絡みまして、関連するところの改修工事ですとか、あるいは

建物本体、病院の本体部分の解体あるいは外構、駐車場工事というのは当然今後出てまいりますけれども、これらについては地元、地域限定型で行っていくという考え方でおるところでございます。

また、免震構造について性能保証がどうなのかということでございますけれども、今回想定しています免震構造というのは告示免震と言われるものでございまして、免震装置自体が国の基準に合致し、国の認証を受けたものを使うことになっておりますので、そういう意味では免震性能そのものについて国のお墨つきのあるものを行うということで、私どものほうについてはそれで十分担保されるものというふうに考えているところでございます。

それから、お隣の砂川市立病院さんの入札辞退という、これも非常に異常なことではないのかなということではございますけれども、入札の仕組みでございまして、入札で業者さんを募集するといった場合については、まず前段期間を設定して募集をかけます。今度そこに応募してきた方は詳細な積算をしなければなりませんから、それに必要な資料を提供することとなります。提供を受けた業者は、それをもとに全体の工事費がどうなのかということをはじいて、入札参加する価格を決めていくという仕組みになっているものですから、今回砂川さんの場合も最終的に積算をしていった関係の最後の段階でなかなか折り合わないということになったものと推測されます。したがって、私どもの今回の入札につきましても、当然同じ考え方でございますから、制度的については直前のキャンセルということはやむを得ない仕組みになっているというふうに考えるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、決算見込みについてですが、19年度295万3,000円のところが、2,050万円ということで、病院関係者には敬意を表したいと思っております。いろんな要因があつて、努力をされた結果、また一方で入院日数を短くして、患者さんからは市立病院は治らないのに出されると、そういう話も聞きますが、その問題をここでやるわけではございませんので、そこでお聞きをしたいのですが、累積財源過不足が19年度末で6億9,600万円と、収支計画では7億6,900万円ということで、ほとんど1億円ぴったりですね、収支計画よりも低いと。土地の購入や建設改良費ということが言われましたが、この費用というのは、昨年の3月末に収支計画つくられていますので、その時点で見込んでいなかったというふうにはちょっと考えづらいのです。19年度予算をつくったときに、この収支計画も同時に発表しているわけですから。収支計画と19年度決算で、途中の補正とかは当然ありますね、その要因について伺います。

分離分割発注については、いろんな理由があるというふうに当然思います。今解体工事について述べられました。仮設工事については、具体的にどんな作業が、工事が行われて、分離するとどんなふうにあいが出てくるのかについてご説明を伺いたいと思っております。

3点目、砂川の問題で、キャンセルはやむを得ないと、滝川の制度でもそうだというご答弁でした。しかし、同じ時期に同じような建物を、同じような業者が出てくるわけです。私は、大変危惧をします。確かに言われたように見積もりをやった結果、合わないということは、それだけ聞いたらわかるのだけれども、実際にそういう直前キャンセルというのは現実的にはないわけです。

ないことが起きているということに、やはり注目しなければならないというふうに思うのです。確かに理由は詳細な見積もりをやった結果、合わなかったということになるとなれば、どんどん引き上げられるという可能性があるわけです。しかし、今回の設計については、道単価を使って、日本で一流の10指に入る大手建設会社が設計をして、積算をして、しかも物価高騰分まで含めてやっているということ、直前キャンセルというのについてももう少しルールづくりというものが必要でないのかなというふうに考えるのですが、お考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 まず、1点目の部分でございますけれども、基本計画では19年度の部分で7億6,900万円ということを見込んでいまして、先ほど言いました決算見込みでは6億9,600万円ということですから、7,300万円の違いということになります。これは、大きなところは先ほど言いました土地の購入でございます、これが基本計画をつくった平成18年度の時点では土地購入というのは全く見込んでございませんでした。したがって、その部分が要因として違いが出てきたということになります。ただ、これの土地の購入のときにつきましても、毎年かなり高額な地代がかかっていると、それから土地の部分につきましても地価を比較してもかなり安く買えるという見込みであるということについては、それぞれの委員会でもご報告をさせていただいたところでございますけれども、そういう意味で少し長い目で見えていくと、やはり自分の資産にしたほうが得であると、このまま賃料を払い続けるよりは、むしろここで買ったほうが得という判断をしてということにつきましては、ひとつご理解いただきたいなと思っております。

それから、分離した場合に仮設工事の部分でどういうふぐあいが生じるのかということでございます。仮設を建てる場所が、敷地が非常にないものですから、先ほど言いました建設する部分を除いた別な場所につくらなければならないということで、非常に限られたところにつくらなければならない。それから、建設工事の期間といいますのは、一応予定では標準工期の部分で800日ということ想定してございますけれども、これらの部分については、最終的には業者が決定してから業者といろいろ話す中でこの期間が幾らになるのかと、こういうことが当然絡んできます。仮設の建物が必要な期間というのは、先ほどのお話もございましたように解体の前にまず仮設の建物を置く、そして解体をする、そして完成をして引っ越しすると、その仮設は要らなくなるわけですから、今度その撤去もしなければならぬと、こういう意味ではどうしても本体と期間につきましては一体的に連動していなければならぬと、これが分離してしまつて予定の期間で発注いたしますと、その辺の部分がまたそごが生じるということも想定されるということもございまして、工事をスムーズに、そしてまた責任を持ってしっかりやってもらうという意味では、一体発注が適当というふうな判断をしたところでございます。

それから、先ほどの入札の制度の仕組みとしては、募集をする期間がどうしても必要。そして、募集された方が積算をしていく必要があると。その結果参入するか参加しないかというのは、最終的にその結果よっての判断ということでございますので、私どもとしては今回の積算につきましても適正価格という部分での積算をしているつもりでございます。しかしながら、以前から申し上げ

げていますように、俗に言う民間病院並みを目指すということでは、いろいろと市場価格も調査したり見積もりを徴したりして相当厳しい査定をしているということでございますので、そういう意味では全くドタキャンのようなものがないのかと、これは言い切れません。ただ、今の時点としては、そういう部分のないような積算をしたつもりでございますので、これは結果を見なければならぬのかなと。しかし、制度的にはどうしてもそういう制度であるということについては、ご理解いただかなければならぬかと思えます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 1点、仮設工事の分離分割なのですが、今のご説明を聞く中では、まず仮設を建てると、そしてそれと同等の部分解体を請け負った業者が解体すると。ですから、仮設と解体というのは分離できるのですよね。建物くっついていませんから、壊す建物と仮設の建物というのは別ですから、少なくとも解体と仮設は分離できるはずなのです。本体の部分でないところに仮設を建てるわけだから、本体との物理的な関係も何もないと、どうしても一緒の業者でなければというのではないと。期間のことについては、本体工事の期間に合わせてもらうだけの話ですから、これも分割を妨げるものではないと。分離分割発注を進める上で、当然分けるということでのコスト高、また分けるということでの共有部分をどう案分するか、調整するかということのはつきものなのです。これは、本体と設備を分けるときだって、そんなことは全く同じなのです。期間の問題にしても、当然本体だけができて設備ができないのでは稼働できないわけで、だから解体にしても安全とかいろんなことを言っていますけれども、実施設計の中で矢板の強度だとかいろんなものは実施設計書に書かれているわけで、そのとおりに土どめだとか解体業者が施工すればいいわけで、ただそれが崩れたら、その解体業者の責任がどうなるのかということまで考えれば、小さい業者に責任を負えないので、解体については仕方ないのかなと、今回については。ただ、仮設については十分に分けれるというふうに思うのです。それで、病院特別委員会が6日というご案内がありましたが、仮設の部分だけ分離発注にするということについて、書類上の手直しだとかで恐らく数日あればできるのだろうというふうに思うのです。金額的にも2,100万円のものでございますから、予定価格変更するまでもないというふうにも思うのですが、そのあたりのどうしてもこれは分離できないのかということについてもう一度お伺いしたいと思えます。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまのご質疑にお答えいたしたいと思えますけれども、仮設につきましては先ほども言いました建物を解体する前から建物本体が完成して引っ越すまでの期間、これが仮設工事の期間として必要でありますから、当然業者さんについてはその期間仮設の建物というものについて責任を持ってもらわなければならぬ。解体につきましては、初年度で終わってしまうということになります。したがって、先ほども言いました一連の中での責任のあり方、それから本体工事の期間とどうしても密接に絡むものですから、それとの一体性ということを考えていきますと、決してこれを分離することが適切ではない、むしろ一体で行うほうが適切なことができるという判断をしたということでございます。今のようなことで、ひとつご理解いただきたいと思えます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、4点ほどお伺いしたいと思います。

まず初めに、質疑の関係の数値等をちょっと確認をしたいと思うのですが、第2条でこの3月の病院事業会計に(4)として1億8,484万2,000円ということでございます。私は、第1委員会に所属しておりましたので、ここのところの数値だけしかわかりません。ところが、その改築事業費を6億178万1,000円と、こういうふうにしたということであります。それから、第4条の予算第5条の表の継続費ですか、これが3,556万7,000円を後で申し上げますように210倍ほどの75億円、結局はこの改築費の全工事費みたいものだと思うのですが、そうなったということです。それから、第5条の予算第6条の表の企業債についても、5,320万円だったのを6億2,740万円の補正、こういうことで確認をいたしまして、次に入りたいと思います。

第1点目であります、20年度の当初予算は、今私が確認いたしましたように極めて小さな額です。特に先ほどの継続費などは三千数百万円しか持っていなかったと、こういうふうなことで、これらの理由、どうしてこのような何百倍もの、補正ではなくて3月の段階でもこれはある程度盛ることができたのではないかと思うわけでありまして。それは、実施計画が出ていないということであればそういうことになると思うのであります、こんな予算の盛り方というのはちょっとおかしいのではないかなと思いますので、第1点目でございます。

第2点目であります、75億2,665万8,000円ということの継続費は、総工費みたいな工事費ということになると思うのです。ハード面であると思うのですが、今いよいよ入札という、こういう時期になって、ハード面は今のこの予算ということになると思うのですが、新築をされますと医療機器のソフト面ですか、こういうことの現時点で計画している金額がわかれば、これをお願いしたいと思っております。

次の第3点であります、この継続費75億円程度です。そして、今お聞きいたします医療機器等のソフト面あるいは引っ越し料とか、そういうものをすべて試算いたしますと、結局は建てたときの工事費とかそういうことだけではなくてすべて総額の予定、これを30年の年賦払いというようなことで計画をしているわけでありまして、そういうところでの総利息の計算がもしできておれば、これをお願いしたいと思います。

それから次、第4点ですが、直接補正の数値とは違うのですが、けさの道新に北海道の自治体病院の連携構想に見直しの動きというようなことでもって出ております。つまり滝川保健所としては、北海道は砂川と滝川の2つの圏域に、1月でしたか、2月でしたか、そういうふうにして発表されたところですが、滝川保健所としては医療機能の連携が進んでいるので、1圏域でいいのではないかなというような見解が出ていたわけでありまして、保健所はそのようにしておっしゃるといふか、見解を持っているのですから、医療機能の連携というようなことで、新病院でなくても結構なのですが、砂川の病院とどんなふうに医療機能の連携を図ろうといふか、そういうような動きがあるのか、保健所から尋ねられているのか、そのことについてわかればお願いしたいと思います。

以上、4点お願いします。

○議長 長 渡辺議員、議案第1号は補正予算関連でございますから、これから余り大きく外れた

部分につきましては、特別委員会も設置してありまして、そちらのほうでいたしておりますので、これに関連した部分のみ答えられる部分に答えていただきます。病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまのご質疑にお答えいたしたいと思います。

まず、予算の持ち方の考え方でございますけれども、私どもは予算をご提案するときには根拠となる積算をしっかりとて予算を計上すると、そして議決をいただくということでございますから、それに見合った予算が適切なのかどうかということについては内部で十分議論して行うということになります。したがって、当初予算のときには、この実施設計が3月いっぱいということでございますから、その段階で最終的に金額等でどうなるのか、そこの検証ができないということでは、当初予算に建築本体の分を計上することができないということで、当初予算では当時その分で見込まれている解体とか今の時点での引越すとか改修すとか、そういうものを見込んだということでございますので、そういう予算の持ち方から、今回実施設計などを踏まえて最終的に根拠を持った数字で上程をさせていただいているということについてご理解をいただきたいと思います。

また、医療機器などにつきましては、これは基本計画の中でお示しをしているところでございますけれども、医療機器の整備としては12億円、それから什器備品で5億円、計17億円というのは計画として持っております。私のほうとしましては、当然これは上限額という押さえの中で、必要な部分は整備をしていかなければなりませんけれども、しっかりと精査をして、必要なものについては整備をする、しかしながら持っていられるものについては持っていくという基本原則のもとで、今後これらについても精査をしてみたいというふうに思っております。

それから、すべての総額でどうなるのかということにつきましては、基本計画、ここでも載せてございますけれども、工事関連の部分、それから医療機器の整備、什器備品というようなこと、これを合わせますと総事業費としては93億5,500万円という計画では持っております。ただ、今回の補正予算で上程しておりますように、建物本体部分では3億6,000万円というものがふえましたから、今時点ではこの93億5,500万円が3億6,000万円ふえるという状況でございます。ただ、先ほども予算の中での財源内訳でもご説明申し上げましたけれども、国の補助金関係というものが今回増額が見込まれるということから、その差額については実質8,000万円ぐらいということになってまいります。ただ、これも例えば基本計画の中で見ております実施設計などは1億1,900万円見ていましたけれども、実際には8,900万円ということで2,963万円減っているということもございますし、今後入札差金などがどうなるのか、あるいはまた什器備品の関係はどうなるのか、こういう中では何とか93億5,500万円という部分に、その先ほどの工事費の部分で実質市の負担については何とか吸収していくような努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、本日の新聞報道というのは、正直言いまして一方的な新聞報道で私も本当に驚いているところでございますので、今後これについてはしっかりと確認し、またそれなりの運動をしてみたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、ただいま上程されました議案第1号 平成20年度滝川市病院事業会計補正予算を否とする立場で討論をいたしたいと思っております。

先ほど質疑いたしました、けさの北海道新聞記事にありましたように、北海道の自治体病院連携構想では砂川、滝川の2圏域と、こういうふうにして私たちも認識しておりましたが、滝川保健所では1圏域の動きがあると、こういうような報道で、私もけさほど驚いたわけでありますが、このように医療圏を取り巻く情勢は揺れ動いている、こういうことを申し述べなければいけないと思うわけであります。私は、今まで一貫して市立病院改築に反対してまいりました。現在の病院事業会計は、企業努力よろしく多数の病院職員の給与費を賄いながら比較的安定経営がなされていることには、敬意を表しているわけであります。しかし、耐震診断で耐震性が問題になったのはすべての病院の箇所が対象ではないにもかかわらず、狭い、古いと、こういうことで改築ではすべて壊して新築するわけであります。今日は臨時市議会を開いて、市立病院の改築事業の補正予算を審議するというより、いよいよ建てかえの入札から工事着工へのお墨つきをいただくためでございます。先ほどの市民からの請願を否定し、着々と改築工事に突き進むセレモニーを演じるわけであります。いよいよ改築事業着工という今、物価高騰で原材料の価格上昇でますます建築費の高騰を招き、建てかえのリスクは大きくなるのであります。出発前から補正予算であります。この先改築工事にのめり込んでからは、中断できないとますます補正の乱発を行い、市民負担のリスクが大きくなる心配があります。

今入札に取りかかろうとしているやさき、近隣の市立病院も資材高騰が原因で改築工事業者が入札を辞退する現象が起きているのであります。先ほどの討論でも申し上げましたように、全国の自治体などで運営している公立病院の8割近くが赤字で苦しんでいるのであります。近くでは最近建築し、開業したばかりの留萌市や深川市の市立病院の赤字経営転落を他山の石として、みすみす財政破綻に向かって突き進むことをやめるべきであります。もともと公立病院は、地域医療のセンター病院として極めて重要な役目があるはずです。しかし、地方都市が疲弊し、人口減をたどり、自治体の預金と言われる基金も底をつきつつある中であって、地域実情とかけ離れた病院建築計画のもと建築したものの、こんなはずではなかったと破綻している例が数多くあります。私の所属する全国地方議員交流会では、各地の公立病院の破綻の例が数多く発表されております。滝川市の古い借金400億円は、市民1人当たり、赤ちゃんまでも現在約87万円の借金を返済中であります。返済するのにあっふあっふして、タッグ計画なるもので一生懸命に返済計画を立てて、滝川市予算はちまちまと緊縮財政を強いられているのであります。そこにこの市立病院建てかえ費用が最終的に100億円近くになれば、先ほどの赤ちゃんも含め市民1人当たり110万円ほどの借金を背負うこととなります。これを30年間にわたって支払い続けるわけであります。さきの市民懇談会での説明がありました市民1人当たり年間2,000円はどうなるのか、甚だ心もとない計画であります。もうここまできたら、市民を阻害しての議会頼みではないでしょうか。先ほど述べましたよ

うに、世は連結決算の時代を迎えております。病院の不良決算が財政の足を引っ張る場合もあります。

滝川市の場合は、以上申し上げたリスク条件にぴったり合致するのであります。大借金を知りながら、国も北海道も滝川市立病院改築の企業債を認め、実質的に改築ゴーサインを出しておいて、将来病院経営と滝川市の財政悪化を来して、もしも赤字再建団体に転落になってから、非常識だった滝川市立病院建てかえというコメントを出すのではないのでしょうか。現在日本じゅうから批判されている介護タクシー生活保護詐欺事件の二の舞になりかねません。それは、どちらも地方公共団体の財政の常識から外れているからであります。介護タクシー料詐欺事件では、非常識の大金を個人の一家族に支給し続けたこと、そして市立病院建てかえは400億円の大負債も長期の償還計画ですから年賦償還額は少ないという申請をして、国や北海道から起債承認の改築ゴーサインを得たわけでありまして、国や北海道が将来の財政を保証してくれるわけではありません。人口割と低利の長期償還という利点で病院改築起債が許可されても、今後事件になったときは必ずこの点が大きくフィードバックされ、その場合は議会の責任は大きくクローズアップされることでしょう。タッグ計画の真っ最中に古い大借金の400億円を意識せずに、またまた大借金で市立病院を建てた非常識が問われる時代が必ずやってまいります。

私の討論は、永遠に記録されるはずであります。いかにすばらしい市立病院を建てても、赤字再建団体転落となれば、その病院そのものも破綻し、機能を果たさなくなるのであります。建てかえは、新築そのものであります。市長選挙での約半数の市民の意向をないがしろにして、議会の多数を頼んで入札から改築工事に突入することは、赤字再建団体転落への一里塚であるということを警告を発し、市民の声連合の渡辺精郎の討論といたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表して、議案第1号 滝川市病院事業会計補正予算（第1号）を可とする立場で討論を行います。

まず初めに、2004年の耐震性調査以来、4年という長期間にわたり計画を進めてこられた市立病院長を初め職員の皆様に心から敬意を表するものです。

次に、建てかえをめぐる厳しい医療情勢について述べたいと思います。この4年間は、全国の医師、看護師を初めとした医療関係者、自治体、そして患者にとってかつてない厳しい事態が続きました。第1に、2004年度から始まった臨床研修医制度で大学病院の医師が不足し、自治体病院は医師を引き揚げられ、多くの病院で診療や手術ができない事態が相次いでいます。これは、以前からの病院勤務医の過酷な労働条件をさらに逼迫させ、開業医の増加や産婦人科医の統合が進んでいます。滝川市立病院でも、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科が出張医になりました。また、7対1看護を導入するか否かの選択も難しく、看護師確保は大きな課題です。第2に、3年連続の診療報酬のマイナス改定は病院経営を悪化させ、最近建てかえた病院の多くが1年間に5億円から10億円の赤字で苦しんでいます。赤平市や留萌市などでは、病院の赤字で自治体財政の破綻すら危惧される状態です。滝川市立病院もベッド数削減や平均入院日数削減などの対策を行ってきました。第3に、医療費負担増が進んでいます。窓口負担は、原則69歳まで3割、70歳から74歳は2割、

75歳以上は1割になりました。また、後期高齢者医療制度による差別医療は、病院の経営や態様を複雑化させています。これらの悪条件の中でも、夜間、休日の2次医療を含め、5万人を超える地域の医療を支えている関係者の皆さんに心から敬意を表するものです。

次に、規模と建設費の妥当性などが賛成理由という点について述べます。日本共産党は、建てかえそのものに賛成の立場で市民合意と慎重な進め方を求めてきました。これまでの予算案に対しては、2005年9月の建てかえ計画調査委託予算、2006年6月、経営アドバイザー経費など改築関連補正予算、2006年9月、基本計画関係予算、2007年3月、基本設計予算に賛成してきました。しかし、2007年9月の実施設計予算1億3,400万円には、市民の反対、慎重論が大きい中で市民合意の努力が不足していることから反対しました。また、2回の請願の紹介議員にもなりました。議会報告の特集号も発行してきました。今回の予算案に関しては、後で附帯意見で述べるよう不十分さはありますが、全体として賛成できるものです。

その賛成理由の第1は、一般病床数270、精神科病床数50など、今後の患者数見込みから適正な規模であること。第2は、工事費73億7,183万円は諸物価値上げを反映しており、なおかつ2万4,500平米の延べ床面積で割った単価は30万1,000円となり、近年建てかえた道内市立病院の36万円から37万円と比較して2割近くも安く、無駄を省いた設計であると認めることができます。第3に、地元企業優先を図るとして、経営事項審査点数での市内業者とそれ以外の業者を分けることなどで市内業者が多く参加できる方向が示されたことです。

次に、賛成に当たっての附帯意見を述べたいと思います。第1は、市民合意、市民理解を今後も徹底して進めることです。日本共産党は、今回の建てかえ本予算について賛成の立場ではありますが、市民合意の点では昨年の実実施設計予算に反対した以降ほとんど進んでいないことについて改善を求めるものです。予算が通った後も、建てかえを進めながら、収支計画からのずれについての説明、経営がどうなるのか市民に説明する必要があります。2008年度予算が収支計画と比較して1億2,452万円も利益が少ない原因について市民に説明することが必要です。このマイナスを埋める財源確保が一般会計に求められる可能性は高く、その場合困窮化を深めている市民生活に大きく影響を与えることは必至であり、どうしても市民の理解が必要です。また、滝川市立病院の経営は、医療をめぐる情勢の先が見えないからこそ、市民の理解が必要なのです。先が見えないから説明しないのではなく、現時点でわかることを徹底して説明することが必要です。病院建てかえに対する市民の疑問は、不安定な医療情勢の中で安定した経営を望むことから出ているものが大半ではないでしょうか。計画は示すが、見込みからずれても説明しないということでは、市立病院を守り立てようという機運は生まれてきません。市民とともに作る市立病院の立場に立つことが必要ではないでしょうか。日本共産党は、市立病院と市内の医療機関を守る活動を強化する一翼を担う決意を表明するものです。

第2の要望意見は、国や道に対し、財源も示して地域医療を守らせることです。自治体病院や自治体経営、市民生活を困難にしている大もとの原因は、自民党、公明党による国政運営にあります。滝川市の財政と市立病院を守るためには、滝川市の枠内だけの改革は既に限界です。国政を変えることなしに市民生活と医療を守ることはできないのです。しかし、単に要望していても、改善は

難しいと考へます。地域医療に回すべき財源を明確にして要望しなければ、今の情勢を変えることはできません。具体的には、空前の利益を上げている大企業や大資産家に対する減税をやめ、財源とすること、58兆円の道路中期計画を撤回し、不要不急な事業をやめて公共事業の中身を生活密着型に切りかへること、食料自給率を高めるため、価格保証、所得保障政策で農業生産をふやすこと、燃料や食料を投機対象にすることに大幅に規制を加へること、小泉構造改革で行われた雇用の規制緩和をもとに戻し、正規労働者に戻すことなどが必要です。国民の生活は、燃料や食料を初めとした異常な物価上昇と増税、低い年金、失業、ワーキングプアなどによる収入減少が急速に進行しています。多くの市民がことしの冬をどのように越すのか、子供の教育費をどうするのか、お金がなくて病院にかかれないなど、かつてない不安を強めている中で、市立病院の経営のためとして9,300万円以上の一般会計からの繰り出しは、現状では絶対に許されません。困難の大もとを変えろと政府に要求する立場に市長と市議会が立つことが市民生活を守るためにどうしても必要です。

第3の要望意見は、24時間保育所の設置計画を早急につくることです。医師、看護師に選ばれた病院にするためには、どうしても必要な施設です。

第4の要望意見は、分離分割発注と地元優先、下請労働者の適正な管理を保証する制度づくりです。2月に提出された滝川建設業協会の陳情書では、電気設備、仮設、解体、外構工事等について可能な限り分割発注することを求めています。分割について難しいとかコスト増になるとか言いますが、仮設については分割発注できることは、市内業界が求めていることであり、先ほどの質疑、答弁からも十分可能と考へます。建築主体工事に仮設工事を入れても下請に発注される可能性が極めて高いことから、分割発注すべきです。また、建設労働者の賃金、労働条件の確保については、函館方式のように文書で示すこと、下請については2次以下の下請についても報告させることなどの実施を求めます。

以上、日本共産党を代表しての賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

#### ◎日程第7 議案第2号 損害賠償額の決定について

○議 長 日程第7、議案第2号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第2号 損害賠償額の決定につきましてご説明を申し上げ

げたいと思います。

本件は、公用車の交通事故に伴います損害賠償額を次のとおり決定をしたいとするものであります。

事故発生日時でございますけれども、平成19年10月25日午前10時30分ころでございます。事故発生場所は、滝川市栄町2丁目3番地先、滝川幼稚園の南側出口に面する市道の歩道であります。事故の相手方ではありますが、滝川市本町3丁目4番13号にお住まいの中島恵子さんで、損害賠償額は治療費用等108万3,469円であります。事故原因並びに状況でございますが、滝川幼稚園での広報用務終了後、帰庁のため南側出口から市道に出ようと徐行運転をしていたわけでございますが、歩道左側からベルロード方向に向かって自転車に乗り走行してきました被害者に気づくのがおくれ、相手方自転車に接触をし、転倒による損害を与えたものであります。

なお、損害金につきましては、自動車賠償責任保険並びに全国市有物件災害共済会より補填される予定であります。

また、提案に期間を要したことにつきましては、相手方の治癒に長い期間が必要だったと、2月いっぱいまでの治療で4カ月必要だったためでございます。

安全運転の啓発につきましては、昨年交通安全宣言をするなど日ごろより行っておりますが、このような結果になりましたことを深くおわびを申し上げます。今後はさらに注意を喚起し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第8 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議 長 日程第8、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

工事名でございますけれども、滝川市営住宅江陵団地建替第三期工事でございます。契約の目的は、工事請負契約のため。契約の方法は、公募型指名競争入札で実施をしております。契約の金額でございますけれども、1億8,165万円でございます。契約の相手方は、笹木・田端本堂経常共同企業体であります。代表者は笹木産業株式会社取締役社長、笹木和幸氏、構成員は株式会社田端本堂カンパニー取締役社長、田端真佳氏であります。

内容につきましては、参考資料によりご説明を申し上げます。この建築工事につきましては、記載の市内単体2社と2企業体を指名し、5月27日に入札を執行した結果、笹木・田端本堂経常共同企業体が1億8,165万円で落札を決定をいたしました。建築の構造でございますが、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ面積は1,268.24平米でございます。住宅の形式でございます。1LDKが4戸、2LDKが8戸、3LDKが4戸の計16戸でございます。この建物内には、自転車置き場、物置、外部にごみ置き場を設置し、また代行でございますけれども、駐車場、菜園なども計画をしております。この工事でございますけれども、平成20年度の単年度工事としており、完成期限でございますけれども、平成21年3月27日を予定をしております。建築の位置図並びに配置図等は、参考資料に記載しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

また、この関連工事でございますけれども、電気設備工事、給排水設備工事については、本件が議決後順次発注する予定でございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。  
これにて平成20年第3回滝川市議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時02分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員